

## 1. 設立

総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、平成 13 年 1 月、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。内閣府設置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 31 号）の施行に伴い、会議の名称が「総合科学技術・イノベーション会議」と変更された。

## 2. 任務

- ① 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
  - ア. 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
  - イ. 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項
  - ウ. 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備についての調査審議
- ② 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行う。
- ③ ①のア. イ. 及びウ. に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見を述べる。

## 3. 特徴

- ① 戦略性・適時性  
国家的・社会的課題に適時適切に対応するため科学技術に関する総合戦略を立案
- ② 総合性  
人文・社会科学も含み、倫理問題等の社会や人間との関係を重視
- ③ 自発性  
内閣総理大臣等の諮問に応じ答申するのみならず、自ら意見具申

## 4. 議長と議員

内閣総理大臣が議長を務め、関係閣僚や有識者等の 14 人の議員から構成されている。

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
閣僚議員	菅 義偉	内閣官房長官
同	松山 政司	科学技術政策担当大臣
同	野田 聖子	総務大臣

	同	麻生 太郎	財務大臣
	同	林 芳正	文部科学大臣
	同	世耕 弘成	経済産業大臣
	有識者議員	久間 和生	常勤（元三菱電機株式会社常任顧問）
	同	原山 優子	常勤（元東北大学教授）
	同	上山 隆大	常勤（元政策研究大学院大学教授・副学長）
	同	内山田竹志	トヨタ自動車株式会社代表取締役会長
	同	小谷 元子	東北大学材料科学高等研究所長兼大学院理学研究科教授
	同	十倉 雅和	住友化学株式会社 代表取締役社長
	同	橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長
	関係機関の長	山極 壽一	日本学術会議会長

なお、議長は必要があると認めるときには、上記に掲げる議員である国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って議員として参加させることができる。過去には、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、防災担当大臣、経済財政政策担当大臣、構造改革特区・地域再生担当大臣、少子化・男女共同参画担当大臣、規制改革担当大臣、国家戦略担当大臣、経済再生担当大臣が会議に参加した実績がある。

## 5. 事務局

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）の下、産学官から幅広く登用された100名規模の職員が、総合科学技術・イノベーション会議の事務局機能を果たしている。

## 6. 本会議の開催状況

平成13年1月の発足以降、原則月一回、本会議を開催している。

## 7. 専門調査会

重要事項に関して専門的に調査するため、以下の専門調査会が設置されている。

### ① 基本計画専門調査会

科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国内外の情勢を踏まえて、科学技術基本計画について調査・検討を行う。

### ② 科学技術イノベーション政策推進専門調査会

第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた事項のうち、科学技術イノベーションに適した環境創出及び国際活動の戦略的展開等、横断的に取り組む事項に関する専門的な検討及び第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げた施策の実施状況についての把握と更なる推進策の検討（「重要課題専門調査会」の検討事項に係る事項を除く。）を行う。

### ③ 重要課題専門調査会

第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた事項のうち、特に取り組むべき重要な課題として取り上げた事項の達成に向けた推進策の検討及びこれらの実施状況につい

での把握と更なる推進策の検討及び社会状況、技術動向を踏まえた今後さらに取り組むべき課題の検討を行う。

#### **④ 評価専門調査会**

競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。

#### **⑤ 生命倫理専門調査会**

生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。

#### **⑥ 科学技術イノベーション官民投資拡大推進費ターゲット領域検討委員会**

科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ（平成28年12月21日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会）」に示された科学技術イノベーション官民投資拡大推進費に係る研究開発投資ターゲット領域の選定等についての調査・検討を行う。

### **8. 産学官の連携**

平成15年度以降、企業、大学、公的研究機関等の産学官連携活動において、大きな成果を収め、あるいは先導的な取組を行う等、産学官連携活動の推進に多大な貢献をした優れた成功事例に関し、その個人又は団体の功績を称えることで我が国の産学官連携活動の更なる進展に寄与することを目的に「産学官連携功労者表彰」を関係府省・団体と協力して実施している。